

「事業継続力強化計画」認定制度を活用しませんか

近年、大規模な自然災害が全国各地で頻発しており、山形県においても令和2年7月豪雨、令和元年の台風19号、令和元年6月の山形県沖を震源とする地震などによる被害が発生しております。

また、いまだに収束の目途が立たない新型コロナウイルス感染症など、事業継続あるいは企業存続にかかる緊急事態への対応は、中小企業・小規模事業者にとって非常に重要な課題です。

緊急時における事業継続についてはBCP(Business Continuity Plan:事業継続計画)がありますが、山形県での策定率は18.2%(株式会社帝国データバンク山形支店:事業継続計画(BCP)に対する山形県内企業の意識調査(2020年)よりhttps://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/s200701_16.pdf)にとどまっており、策定しない大きな理由として「策定に必要なスキル・ノウハウがない」が挙げられております。

BCPは事前対策(防災、減災)、初動対応、復旧対応(元の状態に戻す)までの対策を策定することとなります、中小企業・小規模事業者にとっては非常に負担が大きいものとなります。

このため、中小企業・小規模事業者がBCPに取り組む第一歩として、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律(以下、中小企業強靭化法という)」が昨年7月に施行されました。

中小企業強靭化法では、自然災害に対する事前対策を促進するため、防災・減災に取り組む中小企業・小規模事業者が「事業継続力強化計画」を策定し、経済産業大臣が認定した場合に様々な支援が受けられる制度を設けています。

事業継続力強化計画は事前対策と初動対応までの範囲となりますので、BCPよりも簡易で取り組みやすいかと思います。認定後の支援制度だけではなく、計画策定段階での専門家派遣による個別支援制度もございます。

まずは事業継続力強化計画を策定し、様々な支援制度を活用しながら段階的に対策を強化して復旧対応を含めたBCPを策定してはいかがでしょうか。

やまがた中小企業令和元年4号の再掲となりますが、「事業継続力強化計画」認定制度の概要について以下をご覧ください。

「事業継続力強化計画」の認定制度とは

中小企業及び企業組合、協業組合、事業協同組合等が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。認定を受けた中小企業は、税制優遇や金融支援、補助金の加点などの支援策が受けられます。

「事業継続力強化計画」には、中小企業が単独で作成するものと、複数の中小企業が連携して作成する「連携事業継続力強化計画」があります。

なお、令和2年7月末現在で事業継続力計画の認定を受けている事業協同組合等は全国で32組合、連携事業継続力強化計画の認定を受けている組合は全国で19組合あります。